

固定資産税・都市計画税の軽減措置

税の軽減措置を受けるには申請が必要です。

半壊以上の住宅の敷地を所有、または土地を買い替えた人

●住宅が再建されず空き地(さら地)の場合、平成33年度分の課税まで住宅用地の特例が適用されます。

●代替え土地を平成33年3月31日(水)までに取得した場合、被災した住宅の敷地相当分に、取得した翌年度から3年間、住宅用地の特例が適用されます。

※特例による軽減率は面積により異なります。

半壊以上の建物に代わる建物(中古を含む)を取得した人

●被災建物を平成33年3月31日までに建て替えた場合、または代わりの建物(中古を含む)を取得した場合、被災建物の床面積相当分の税額が、取得した翌年度から4年間は2分の1に、その後2年間は3分の1が減額されます。

●前記のうち自らが居住するための住宅として、平成26年12月31日(水)までに市内に取得した場合、取得した翌年度から6年間、その住宅の税額は全額免除になります。

償却資産(事業に用いる機械や器具など)を取得、または改良した人

被害を受けた償却資産に代わるものを、平成28年3月31日(木)までに被災地域内で取得、または改良した場合、

翌年度から4年間、税額が2分の1に軽減されます。

☎ 閩税務課資産税班 (☎62-5323)

市営住宅の入居者募集

募集期間／8月15日(木)～8月30日(金) ※土・日曜日を除く。

〈募集住宅〉

●双葉団地A(萩園1243-7)…1戸 ※単身不可
3DK、中層耐火4階建て、昭和53年度建設

●下永井団地(飯岡3491)…1戸 ※単身不可
3DK、中層耐火4階建て、昭和46年度建設

●みどり住宅(二の5665)…1戸
2DK、簡易耐火平屋建て、昭和45年度建設

●池の端住宅(江ヶ崎1470)…1戸
2DK、簡易耐火平屋建て、昭和48年度建設

対象／半壊以上の判定を受けた自宅を解体した人

申し込み方法／財政課または各支所にある決められた用紙に必要事項を記入し、必要書類を添えて提出してください。なお申し込み(入居)には、一定の条件があります。

※萩園に建設中の災害公営住宅(復興住宅)の入居者も、8月30日まで募集しています。

☎ 閩財政課管財営繕班 (☎62-5315)

消費生活センター

ほっと通信 Vol.29

「買え買え詐欺」の新しい手口に注意!

突然「あなたの名前で社債を購入した」などと電話をしてきて、消費者を慌てさせ、お金をだまし取ろうとする詐欺に注意してください。

【事例】

「再生医療の機械を扱っているA社の社債を購入してほしい」と、信託会社を名乗るB社から電話があり「興味がない」と断った。

数日後、再度B社から「あなたの名前でA社の社債1,000万円を購入した」と電話があった。「困る」と伝えると「A社にキャンセルの電話をして」と言われた。

A社に電話をすると「キャンセル料は500万円」と言われ、この内容をB社に伝えると「金融庁からインサイダー取引を疑われた。裁判沙汰になる。いくら用意できるか」と言われたので、300万円を手渡してしまった。

◆こんな言葉に注意! 「あなたの名前で購入」「キャンセル料が必要」「あなたも罪になる」

急いでキャンセルしなくてはと思わせて、その後のや



り取りを続けさせようとしています。少しでもおかしいと思ったら相手にせず、すぐに電話を切ってください。

◆絶対にお金は支払わない

動揺して業者とやり取りをしても、お金を支払わないでください。支払ったお金を取り戻すことは困難です。

◆留守番電話機能で迷惑勧誘を防ぐ

悪質業者から身を守るために、留守番電話を利用して、かかってきた電話には出ず、必要に応じてかけ直す方法が有効です。発信者番号表示機能のある電話を使用している場合は、知らない番号からの電話に出ないという方法もあります。

◆すぐに消費生活センターに相談を

不安を感じたら、消費生活センターや警察に相談してください。また「不審な勧誘を受けた」という情報提供も受け付けています。

☎ 旭市消費生活センター (☎63-7272)・相談直通電話 (☎62-8019)